

## Chapter 10 リース資産の会計 JPN Comparison

### 【JPN Comparison 10-1】日本におけるリース会計基準の改訂

日本では、1993年に、企業会計審議会の第一部会が、『リース取引に係る会計基準に関する意見書』を公表して、はじめてリース取引に関する会計基準を設定した。その後、2007年に、企業会計基準委員会(ASBJ)が、同意見書を改訂して、企業会計基準第13号『リース取引に関する会計基準』を公表している。

2024年に、ASBJは、それまでの企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」にかえて、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」を公表した。これは、2016年に、国際会計基準審議会(IASB)が国際財務報告基準第16号「リース」を、アメリカの財務会計基準審議会(FASB)が会計基準編纂書(ASC)Topic 842「リース」を公表して、リース会計基準を改訂したことに対応するものである。

企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の改訂過程では、財務諸表の比較可能性を高めるために、基本的にIFRS第16号と整合的な会計基準となることが意識されている。その結果、企業会計基準第34号の内容は、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲での代替的な取扱いを定めたことを除いて、IFRS第16号と同様の規定となっている。

企業会計基準第34号は、2027年4月1日以降に開始する会計年度から適用される。ただし、2025年4月1日以降の早期適用も容認されている。

### 【JPN Comparison 10-2】日本における旧リース会計基準（企業会計基準第13号）

#### リースの分類と判定基準

企業会計基準第13号旧リース会計基準では、リース取引を以下のように分

類している<sup>1)</sup>。

① ファイナンス・リース取引

(a) 所有権移転ファイナンス・リース取引

(b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

② オペレーティング・リース

**ファイナンス・リース取引**とは、リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除することができない解約不能（ノン・キャンセラブル）リース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、契約に基づき使用する物件（リース物件）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなる（フル・ペイアウト）リース取引をいう。

**オペレーティング・リース取引**とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

ファイナンス・リース取引か否かの判定は、**ノン・キャンセラブル**と**フル・ペイアウト**といった**経済的実質基準**に加えて、次のいずれかの基準により行われる<sup>2)</sup>。

① **現在価値基準**

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入すると仮定した場合の合理的見積金額（見積現金購入価額）の概ね 90 パーセント以上である場合

② **経済的耐用年数基準**

解約不能のリース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね 75 パーセント以上である場合

---

<sup>1)</sup> 企業会計基準委員会，2007，企業会計基準第 13 号『リース取引に関する会計基準』第 4 項～第 6 項。

<sup>2)</sup> 企業会計基準委員会，2011，企業会計基準適用指針第 16 号『リース取引に関する会計基準の適用指針』第 9 項～第 16 項。

ファイナンス・リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分けて説明される。

取引所有権移転ファイナンス・リース取引とは、リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引である。

所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、所有権移転ファイナンス・リース取引以外の取引である。

ファイナンス・リースのうち、以下のいずれかに該当する場合には、所有権移転ファイナンス・リースと判定される。

① 所有権移転基準

リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転する条項がある。

② 割安購入選択権基準

リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、物件を著しく有利な価格で買い取る権利が借手に与えられており、その権利行使が確実である。

③ 特別使用基準

リース物件が借手の特別仕様となっており、第三者に再リースまたは売却が困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかである。

日本のリース会計基準は、詳細な**数値基準**の下にリース取引の分類を行っている点で、**細則主義**に基づいた会計基準の代表例といえることができる。

## リース資産の減価償却

日本では、ファイナンス・リースを、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分けて説明している。したがって、

減価償却の方法も、それぞれに規定されている<sup>3)</sup>。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。

---

<sup>3)</sup> 企業会計基準委員会，2007，前掲基準，第12項。